

生産準備請負契約特別条項

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙に掲げる契約（以下「準備対象契約」という。）に係る契約物品（改造又は修理（部品その他の物品の取付けを含む。以下「役務」という。）の対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を試作研究し、又は製造し、若しくはこれにつき役務を行うため、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、準備対象契約の履行に必要となる専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品、組部品等の製造、修理等に係る契約が行われた場合に、当該契約のうち少なくとも2件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他の固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）を取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）し、これを管理及び使用して契約物品の試作研究を行い、又はこれを製造し、若しくはこれにつき役務を行って納期までに納入が完了したことの確認をもって、甲は、代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

第2条 乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) この契約に基づき取得する専用防衛生産用資産を担保に供する場合
- (4) この契約に基づく専用防衛生産用資産を第三者に取得させる場合。（専用防衛生産用資産の一部を第三者に取得させるものとして、あらかじめ、この契約書の別紙において指定している範囲を当該別紙に掲げる者に取得させる場合を除く。）

2 甲は、前項第1号から第3号までに掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合

(2) 専用防衛生産用資産の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に取得させる場合。ただし、専用防衛生産用資産のうち別紙に掲げる部分を別紙に掲げる者に取得させる場合は、この限りでない。

（第三者に請け負わせる場合の責務）

第5条 乙は、この契約に基づく専用防衛生産用資産の取得、管理若しくは使用を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義）

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第8条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに事業計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の事業計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第9条 甲は、この契約の適正な履行を取得するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

（輸送費）

第10条 専用防衛生産用資産をその管理又は使用する場所まで輸送（梱包を含む。）するために必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 貸付品等

(貸付品等の支給及び貸与)

第11条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「貸付品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

(貸付品等の保管、引取り等)

第12条 乙は、貸付品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、貸付品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、貸付品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、貸付品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、貸付品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 貸付品等の異常に起因して専用防衛生産用資産の取得が契約の内容に適合しないこととなった場合には、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が貸付品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 貸付品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 貸付品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(貸付品等の返還)

第13条 乙は、貸与又は支給を受けた貸付品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

(地方防衛局)

第14条 乙は、この契約により甲に対してなすべき行為のうち甲が別に指示したものは、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

第3節 監督及び受領検査

(監督)

第15条 甲の指名した監督官は、専用防衛生産用資産の取得及び管理について、その機能、性能、数量等に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。こ

の場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(専用防衛生産用資産の取得の状況報告)

第16条 乙は、専用防衛生産用資産の取得をした場合には、専用防衛生産用資産取得状況報告書(別記様式第1)を監督官に提出するものとする。

2 監督官は、前項の規定により提出された専用防衛生産用資産取得状況報告書に基づき、取得された専用防衛生産用資産が準備対象契約の履行に使用可能な状態であることを確認するものとし、当該報告書の内容が適当であると認めた場合は、速やかに専用防衛生産用資産取得状況確認書を乙に交付するものとする。

(専用性保全検査)

第17条 乙が取得及び管理する専用防衛生産用資産の使用状況その他その専用性が保全されていることの検査については、別に定める。

(給付の終了の届出)

第18条 乙は、試作研究し、製造し、又は役務を行った準備対象契約に係る契約物品の全部の納入を完了し、これにより専用防衛生産用資産の専用的可用性の実証を完了したときは、遅滞なく、終了届に専用防衛生産用資産取得状況確認書を添えて、その旨を甲の指名した検査官に届け出なければならない。

2 前項の終了届は、入札及び契約心得(平成27年防衛装備庁公示第1号)別記様式第5-11-1号を使用するものとする。この場合において、当該別記様式中「納品書」とあるのは「終了届」と読み替えるものとする。

3 乙は、準備対象契約に係る契約物品の納入の完了について、甲にその通知を求めることができる。

(受領検査)

第19条 甲は、前条第1項の終了届の提出を受けた日から10日以内に、この契約に基づく給付の完了の確認のため、受領検査を行わなければならない。

2 受領検査は、甲の指名した検査官が、次の各号に掲げる事項を確認したことをもって、これを合格とする。

(1) 終了届に添付された専用防衛生産用資産取得状況確認書にその生産準備の対象として記載された契約が準備対象契約と一致すること

(2) 準備対象契約に係る契約物品の納入が完了していること

3 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領書の交付)

第20条 甲は、前条第2項の規定により受領検査を合格とした場合には、遅滞なく、必要事項を記載した受領書を乙に交付するものとする。

第4節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第21条 乙は、甲から前条に定める受領書の交付を受けた場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合には、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもって行うものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合には、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第22条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して完了確認をすることができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に完了した部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未完了分が完了された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第23条 甲は、約定期間(第21条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第19条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第24条 甲は、第37条第1項の規定により違約金を徴収し、又は第38条第1項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第5節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第25条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第26条 乙は、準備対象契約について納期が猶予された場合であって、準備対象契約に係る契約物品の納入が納期に遅れた事実と乙による専用防衛生産用資産の取得又は管理若しくは使用との間に因果関係があるときは、延納日数に応じ、当該延納と因果関係がある部分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、当該延納と因果関係がある部分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、準備対象契約が、試作研究請負契約特別条項、研究委託契約特別条項又は早期装備化契約特別条項を付して行ったものである場合には、前項中「0.1パーセント」とあるのは、延納日数が30日以内であるときにあっては「1/3, 500」と、延納日数が30日を超えるときにあっては「1/2, 000」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

4 前項の規定の適用においては、納入は第18条の届出があった時にされたものとみなす。

5 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第27条 乙は、準備対象契約に係る契約物品の納入が納期に遅れた場合であって、当該遅れた事実と乙による専用防衛生産用資産の取得又は管理若しくは使用との間に因果関係があるときは、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用し、前条第5項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(専用防衛生産用資産の取得不能等の通知)

第28条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに専用防衛生産用資産の取得の見込みがなくなった場合、専用防衛生産用資産の取得若しくは管理若しくは使用をすることができなくなった場合又は給付の完了前の専用防衛生産用資産の滅失若しくは損傷で第30条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第29条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、乙が専用防衛生産用資産の取得ができなくなった場合又は専用防衛生産用資産を準備対象契約の履行に活用することができなくなった場合は、甲は本契約の代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、乙が専用防衛生産用資産の取得ができなくなった場合又は専用防衛生産用資産を準備対象契約の履行に活用することができなくなった場合は、乙は専用防衛生産用資産を取得し、これを管理及び使用して準備対象契約を履行する義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、専用防衛生産用資産を取得し、これを管理及び使用して準備対象契約を履行する義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第30条 この契約に基づく給付の完了前に取得した専用防衛生産用資産が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。以下次条において同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、貸付品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書き又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(貸付品等の滅失又は損傷)

第31条 乙は、貸付品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、貸付品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第32条 甲は、準備対象契約に係る契約物品の試作研究若しくは製造又は乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

4 乙は、貸付品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第33条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(請負等の一時中止)

第34条 甲は、専用防衛生産用資産の取得がされるまでの間において、その取得を一時中止させることができる。

2 甲が専用防衛生産用資産の取得を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、専用防衛生産用資産の取得が再開した日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 専用防衛生産用資産の取得又は準備対象契約に係る試作研究若しくは製造若しくは役務を第1項の規定により一時中止した後再開した場合の納期については、第32条第4項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第35条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに準備対象契約に係る契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が準備対象契約に係る契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 乙の責めに帰すべき理由により乙が専用防衛生産用資産を準備対象契約の履行に使

用することができなくなった場合

- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに準備対象契約に係る契約物品を納入しなかった場合
- (5) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が準備対象契約に係る契約物品を納入することができなくなった場合
- (6) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (7) 前各号に定める場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第37条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第26条第5項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第38条 甲は、第35条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに専用防衛生産用資産を取得しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第36条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第39条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第40条 乙は、準備対象契約に係る契約物品又は貸付品等について情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込み

その他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、準備対象契約に係る契約物品又は貸付品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、準備対象契約に係る契約物品又は貸付品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（専用資産等使用成果物の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第3条の規定は、前5項についても適用する。

第7章 雑則

（調査）

- 第41条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。
- 5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

- 第42条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。
- 2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第43条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式第1（第16条第1項関係）

専用防衛生産用資産取得状況報告書			
品名		契約年月日	令和 年 月 日
		履行期限	令和 年 月 日
調達要求番号		認証番号	
準備対象契約	品名： 調達要求番号： 納期： 契約相手方：		
上記契約に基づき、別紙のとおり、準備対象契約の履行に使用するため専用防衛生産用資産を取得しましたので報告します。			
令和 年 月 日			
支出負担行為担当官 殿			
住所			
会社名			
代表者名			
担当者名			
連絡先			
専用防衛生産用資産取得状況確認書			
上記契約に基づく専用防衛生産用資産の取得について、上記報告のとおり取得したことを確認した。			
令和 年 月 日			
監督官所属			
官 職			
氏 名			

※ 別紙として「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第4条第3項及び第4項に基づく報告における別紙を添付するものとする。